

JAOS 製品を 安心してご使用いただくために



《外部突起規制について》

2017年1月

2001年6月、自動車の国際基準調和の一環として道路運送車両の保安基準等が改正され、国際基準である「乗用車の外部突起に係わる協定規則・第26号」(以下、外部突起規制)を導入、猶予期間を経て2009年1月1日以降登録の新車から適用される予定でした。ところが、諸般の事情によって外部突起規制の適用はいったん2017年3月31日まで猶予され、最終的に**第3節(継続車検の車両)については実施されないことが2016年10月7日付けで発表されました**。株式会社ジャオスでは外部突起規制が発表されてより肅々と自社製品の対応に努め、現在の商品ラインナップでは外部突起規制への対応は基本的に完了しています。そもそも国際基準調和の一環として予定されていた改正です。そこで、海外での商品販売も国内同様に重要と考えるジャオスでは、今後の製品開発においても(一部の例外を除き)外部突起規制への対応を引き続き行ってまいります。また、第1節(新車登録前の車両)については、従来より外部突起規制が適用されていますのでご注意ください。

外部突起規制概要

【対象車両】

分類：3・5・7ナンバーの乗用車(乗車定員10人未満)が対象

年式：2009年1月1日以降の新車登録の車両が対象

第1節(新車登録前の車両)のみ

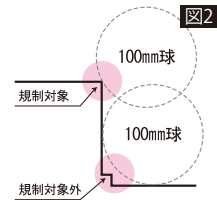
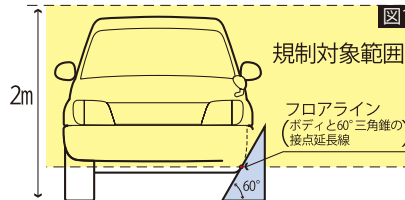
○1・4ナンバーの商用車、トラック、二輪自動車、建機類は対象外 ○8ナンバー(特殊車両)はベースとなった車型による

【該当した場合】

- 外部突起規制に対応していない製品を装着している場合、**新車登録が出来ない場合があります。**(第1節)
- 使用過程に外部突起規制に対応していない製品を装着した場合、**継続車検を受けられない場合があります。**(第3節)
- 海外製品や、外部突起規制対応が不明確な製品にはご注意ください。

【規制範囲】

- フロアラインから地上2mまで(図1)(マフラーは別途)。
- 直径100mmの球体が直接接触する部分(図2)。
- 前後左右、及び走行中・停車中に関わらず対象。



【各商品に対する規定要約】

| 分類 | パーツ名 | 規定要約(抜粋) |
|---------------|--------------------|--|
| エクステリア パーツ | 前後バンパー(バンパースポイラー含) | 車両前後範囲の最外郭線より内側2cmの角部は全て5R以上、その他の角部は2.5R以上である事。別途詳細規定有り |
| | ハープリップスポイラー等 | 純正バンパーに追加される物を前提として、全ての角部が2.5R以上である事。別途詳細規定有り |
| | グリル | 外形の全ての角部が2.5R以上である事。※グリルネット、スリット部分について別途詳細規定あり |
| | サイドステップ、マッドガード | 全ての角部が2.5R以上である事。ただし、本体硬度が60ショア以下の場合は除外。別途詳細規定有り |
| | リヤスポイラー、ウイング | 全ての角部が2.5R以上である事。※GTウイング類について別途詳細規定あり |
| 灯火類 | アンダーガード、アンダーブレース等 | 全ての角部が2.5R以上である事。フロアライン以下については対象外。別途詳細規定有り |
| | アクセントライト、補助灯 | 全ての角部が2.5R以上である事。ただし、バンパーに埋め込まれる物については、最外郭線より2cm以内の角部は5R以上である事。別途詳細規定有り |
| マフラー | 一般的な後方出口タイプ | テール端部に2.5R以上のカール処理がされているか、同様のカバーがされている事 ただし、別途規定で割り出される寸法よりも車体内側にテール端部がある物は対象外 |
| ホイール類 | 本体、センターキャップ、ナット等 | 鋭利な突起は不可。別途詳細規定有り |

関連法令：道路運送車両の保安基準【2005.12.21】第18条(車枠及び車体)

JAOSの外装品について

現在販売しているJAOS外装部品(公道走行用)は、**外部突起規制対策済み又は同規制対象外**です。商品毎の対応状況については、JAOSオフィシャルサイトの各個別頁でご確認ください。